

第17回 議会改革特別委員会の概要

○開催日時:平成26年9月16日(火)午後3時33分～午後4時31分

○開催場所:市庁舎5階 第3委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、澁谷政義、管野恭子、佐久間儀郎、
山田裕一

○欠席委員:山谷清(副委員長)

○傍聴者:大野栄光議員

1. 基本条例運用基準等の作成について

◆議会基本条例を施行していくため、次の項目について具体的な基準等の作成を行います。

【自由討議】

→基本条例運用基準に規定する。

- ①自由討議をしようとする者は、あらかじめ議長若しくは委員長に通告書を提出する。ただし、議長若しくは委員長が認めた場合は、この限りでない。
- ②自由討議は、本会議又は委員会において、議案提案説明、質疑終了後に行う。
- ③発言者は、自席にて行う。
- ④市長等は、発言に加わらないものとする。
- ⑤自由討議の間、市長等に対して退席を求めるものとする。
- ⑥自由討議の時間制限は設けない。

【議員研修】

→基本条例運用基準に規定する。

- ①議会基本条例に関する議員研修は、4年ごとの一般選挙による任期開始後、速やかに議長主催により行う。
- ②この研修の説明は、議会事務局職員が行う。

【見直し手続き】

→基本条例運用基準に規定する。

- ①議会基本条例の検証は、4年ごとの一般選挙による任期開始後、全員協議会の場により行う。
- ②全員協議会で出された意見等について、議会運営委員会がその対応を検討し、その結果を全員協議会に報告する。

※この議会基本条例運用基準(案)を9月22日(月)午後1時から開催する「全議員による意見交換会」で協議することになりました。

